

学校いじめ防止基本方針

山形県立山形西高等学校

1 はじめに

- ・いじめはどの生徒にもどの学校でも起こりうるということを踏まえ、いじめの未然防止に努める。
- ・全ての生徒をいじめに向かわせることなく、社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校をつくる。
- ・そのため学校は、保護者他関係者と連携を図りながら継続的な取組を行う。

2 いじめの定義

- ・「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
- ・好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応を行う。

〈いじめの態様〉

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめ防止のための取組

- ・いじめに対しては、教職員が一人で抱え込まず、組織的な対応を行う。
- ・いじめ防止対策のための校内組織として、管理職、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年副主任、スクールカウンセラー等からなる「いじめ防止対策委員会」を設置する。

4 早期発見の在り方

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次のとおり行う。

○いじめについてのアンケート調査

1・2年次 年3回 6月、10月、2月。3学年 年2回 6月、10月

○生徒理解のための多面調査

1・2学年 年1回 7月 (Hyper-QUなど)

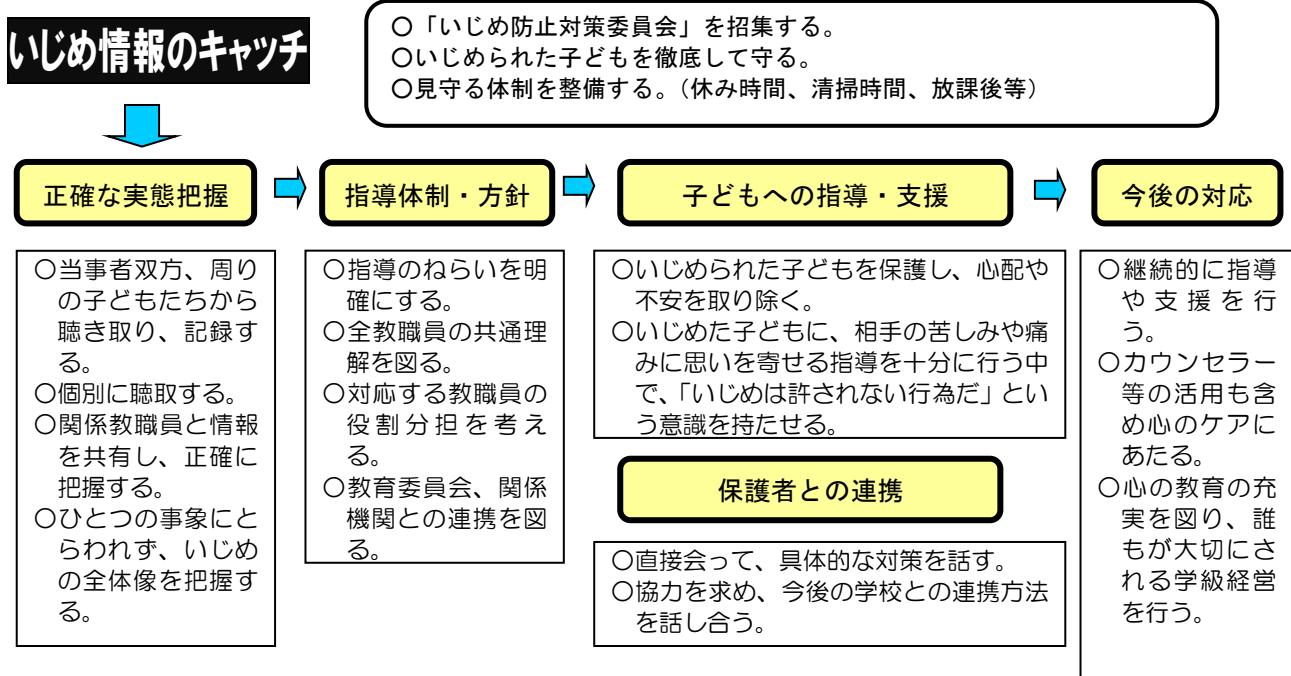
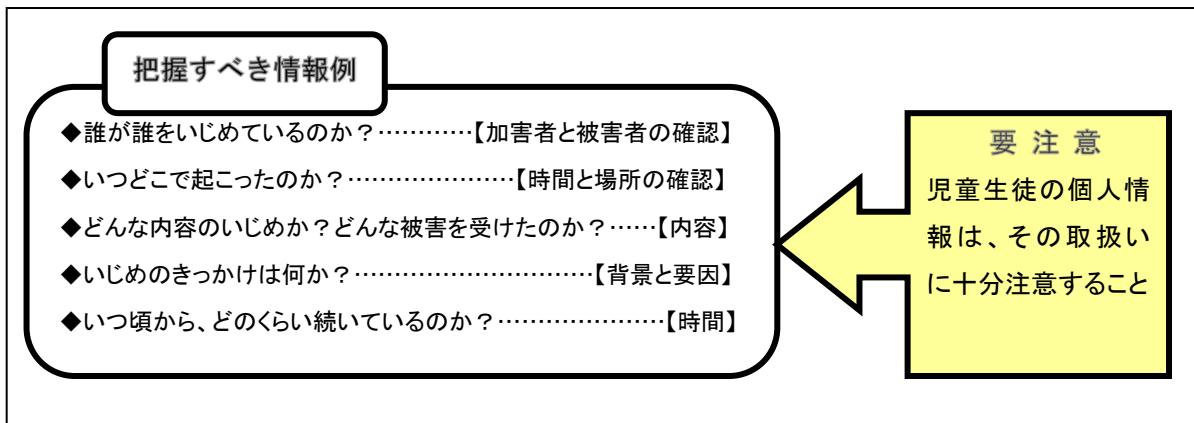
○二者面談を通じた生徒からの聞き取り調査

全学年 年3回 6月、9月、2月(面談週間の利用)

- ・いじめは教職員の気づきにくいところで行われ潜在化しやすい。教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを早期発見するためのチェックリスト【別項】を活用する。

5 いじめに対する措置

- ・いじめに対し、次の対処を行う。
 - ア いじめに係る情報や相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
 - イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ再発を防止するため、いじめを受けた生徒及び保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を行う。
 - ウ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめに係る情報を関係保護者と共有する。
 - エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。



6 重大事態への対処

- ・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。
 - ア 重大事案が発生した旨を、県教育委員会に速やかに報告する。
 - イ 県教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
 - ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

<「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース>

- 児童生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

「相当の期間とは」

年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこの限りではない。

7 インターネットでのいじめの対応

- ・インターネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコンなどを通じて、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込むことや、画像や動画を掲載したり、メールを送るなどの方法により、いじめを行うものをいう。
- ・インターネット上のいじめは重大な人権侵害であり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを生徒に理解させ、早期発見・早期対応に向けた取組を行う。
- ・生徒に対して、興味本位で掲示板やSNS等に近づかない、近づけない指導を、学校・家庭・地域が連携していく。特にペアレンタルコントロールなどの活用を積極的推進する。

「インターネット上のいじめ」とは

- ① 掲示板・ブログ・プロフでの誹謗・中傷の書き込み・個人情報の無断での掲載、なりすまし。
- ② メールを用いた誹謗・中傷、「チェーンメール」による悪口や誹謗・中傷、「なりすましメール」による誹謗・中傷
- ③ SNSを介しての誹謗・中傷、画像や動画の送信にからむトラブル、

スマホ・携帯等インターネット上のいじめの未然防止と適切な対応

[実態を知る]

- インターネットいじめの類型
・掲示板、メール、SNS等

[いじめの実態を知る]

- 情報モラル指導
- 家庭・地域・PTAとの連携
・フィルタリング、ペアレンタルコントロール、ネットパ

[早期発見・早期対応]

- いじめのサイン
- 相談体制整備
- ネットパトロール
- 削除依頼

8 いじめの解消

- ・いじめが「解消している」状態について、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
- ・「いじめに係る行為が止んでいること」。

被害者に対するいじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

- ・「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にある。いじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察していく。

9 教育的諸課題から配慮が必要な生徒について

- ・学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を行う。

教育的諸課題から配慮が必要な生徒とは

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・被災児童生徒

10 教育相談体制・生徒指導体制

- ・教職員は、悩みや様々な相談について生徒と話しやすい関係を日頃から築き、カウンセリングマインドを持ち生徒相談にあたる。必要によって、養護教諭やスクールカウンセラーも交えて相談にあたる。
- ・生徒に対し、いじめは絶対にいけないことを明確に示す。
- ・ネット上のいじめについても全校集会や教科情報の授業で指導する。保護者に対しては、啓蒙活動として外部講師による情報モラル研修会等を行う。

11 校内研修

- ・文科省が示した「いじめ防止等のための基本的な方針」や、「いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する。」等から、必要な情報を教職員に提示し、いじめについての共通理解を図る。
- ・必要によって県教育センター等から講師を招いて校内研修を行う。

12 学校評価の実施

- ・次の2点を学校自己評価の項目に加え、自校の取組を評価する。
 - ア いじめの早期発見に関する取組に関すること
 - イ いじめの再発を防止するための取組に関すること

【いじめ早期発見のためのチェックリスト】

時系列	項目	生徒を観るポイント	該当する生徒
登校から S H R	1	遅刻・欠席・早退が増えた	
	2	S H R 時に極端に元気がない	
教科等の時間	3	教室に入れず、保健室等で過ごす時間が増えた	
	4	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている	
	5	理由もなく成績が突然下がる	
	6	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする	
	7	グループを作るとき、机を離されたり避けられたりする	
	8	休み時間に一人で過ごすことが増えた	
	9	特定の相手に必要以上に気を遣う	
休み時間	10	遊び仲間が変わった	
	11	清掃時に一人だけ離れて掃除している	
部活動	12	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い	
	13	急に部活動をやめたいとか変わりたいと言い出す	
学校生活全般	14	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない	
	15	本意でない係や委員にむりやり選出される	
	16	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる	
	17	教職員の近くにいたがる	
	18	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある	